

大田区 LINE 公式アカウント運用要領

令和 2 年 6 月 23 日 2 企広発 第 10277 号企画経営部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、区が運用する LINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(運用管理)

第 2 条 当アカウントのアカウント名は「大田区」とし、アカウント ID は@otacity とする。

2 当アカウントによる情報配信、その他運用の管理については、企画経営部広聴広報課が行う。

3 各課が提供する Web サービスなどを当アカウントに連携し、情報配信等を行う場合は、広聴広報課と事前に協議するものとし、各課において必要な事項を別に定めること。

(サービスの内容)

第 3 条 区が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時の緊急情報をはじめ、区民生活に特に影響を与える情報の配信
- (2) 自動応答メッセージの配信
- (3) 区ホームページへの誘導
- (4) 各課が提供する Web サービスなどとの連携
- (5) その他、広聴広報課長が必要と認める情報の配信

(意思決定)

第 4 条 情報配信にあたっては、当該情報の所管所属長及び広聴広報課長の決定を必要とする。ただし、災害発生時等の緊急を要する場合は、発信する内容に応じ、この限りでない。

(メッセージ等への返答)

第 5 条 区は、当アカウントの利用者から投稿されたメッセージ等に対し、原則として個別の回答を行わないものとする。

(個人情報)

第 6 条 区は、個人情報（大田区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する個人情報をいう。以下同じ）について、条例の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 区は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しない。

3 区は、当アカウントを通じて得た個人情報を、みだりに利用したり、公表したりしない

付 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。